

地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）から避難した申立人について、自宅に残った高齢の両親の様子を見るため一時帰宅していたことを考慮して、平成23年3月から同年5月までの生活費増加費用（一時帰宅費用）及び家族別離を理由とする月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められたほか、原発事故により勤務先を退職せざるを得なくなったことによる就労不能損害として、賃金事情等総合調査を用いて推計した定年退職まで勤務した場合の退職金相当額と実際に支払われた退職金との差額（原発事故の影響割合を7割として算定）の賠償が認められるなどした事例。

全部和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び対象期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

第2 和解の金額

被申立人は、申立人に対し、第1記載の損害項目及び対象期間に係る和解金として金285万2697円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1記載の損害項目（同記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、申立人が1通、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和7年12月24日

(仲介委員 島田 一彦)

令和〇年（東）第〇号

項目		対象期間	金額
生活費増加費用	一時帰宅費用	自 平成23年3月16日 至 平成23年5月15日	160,000
	通勤交通費	平成23年4月 平成23年9月13日	12,786
精神的損害の増額	家族別離	自 平成23年3月16日 至 平成23年5月15日	90,000
検査費用	放射能測定器購入費用	-	17,000
除染費用	-	自 平成24年1月8日 至 平成24年6月末日	160,352
財物損害	スタッドレスタイヤ	平成24年3月2日	38,900
	自動車	-	47,300
就労不能	退職金の差額	-	2,326,359
合計			2,852,697